

業務体制の概要（店舗販売業）

店舗の名称 _____

【通常の開店時間等】

週当たりの開店時間等		
店舗の開店時間	①	時間
一般用医薬品等販売時間	②	時間
第一類医薬品等販売時間	③	時間
要指導医薬品の販売時間	④	時間
第一類医薬品の販売時間	⑤	時間
情報提供するための設備	⑥	カ所

【一般用医薬品等の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	一般用医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）	第一類医薬品等の販売に従事する勤務時間数（週当たり）
薬剤師		
登録販売者		
総和	⑦ (⑧) 時間	⑨ 時間

※ ⑧は、⑦から研修中の登録販売者の勤務時間数を除いた時間数を計上すること。

【体制省令への適合状況】 * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

一般用医薬品等販売に従事する専門家の勤務時間数 <input type="text" value="⑧"/>	=	<input type="text"/>	≥	<input type="text" value="②"/>	一般用医薬品等販売時間
情報提供設備の数 <input type="text" value="⑥"/>					(体制省令第2条第1項第4号)
第一類医薬品等販売に従事する薬剤師の勤務時間数 <input type="text" value="⑨"/>	=	<input type="text"/>	≥	<input type="text" value="③"/>	第一類医薬品等販売時間
情報提供設備の数 <input type="text" value="⑥"/>					(体制省令第2条第1項第5号)

- * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
- * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。
- * 一般用医薬品等…要指導医薬品又は一般用医薬品、第一類医薬品等…要指導医薬品又は第一類医薬品とする。
- * ②から⑤及び⑦から⑨について、開店時間内における時間とする。

【店舗販売業者の講じなければならない措置】

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内に、医薬品を使用する者等から相談があった場合における情報の提供又は指導を行うための体制（体制省令第2条第1項第3号）	無 ・ 有
医薬品を販売授与する場合の情報提供及び指導その他の医薬品の販売授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修の実施（体制省令第2条第1項第6号）	無 ・ 有
従事者から店舗販売業者への事故報告の体制（体制省令第2条第2項第1号）	無 ・ 有
医薬品の適正販売等のための業務に関する手順書（体制省令第2条第2項第2号）	無 ・ 有

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令